

敦賀・美浜・若狭地区《税の情報誌》

# 知らなくちゃ! 税

第24号 / 2012年2月



若狭国吉城歴史資料館（美浜町）

美浜町佐柿には、戦国時代真っ只中の永禄6年(1563)、攻め寄せてきた越前朝倉氏の軍勢を、城主栗屋越中守勝久以下、三方郡の地侍や民衆が力を合わせて撃退した国吉城があります。以後、10年近くの間、ほぼ毎年攻め寄せる朝倉勢の手から守り続け、元亀元年(1570)には、天下統一を目指す織田信長、豊臣秀吉、徳川家康ら三英傑を迎え入れました。また、その城下町として開かれ、江戸時代には丹後街道の宿場町として繁栄した佐柿の歴史的町並みも残されています。平成21年春に開館した若狭国吉城歴史資料館は、江戸時代の佐柿町奉行所跡に建てられており、国吉城と佐柿の町について、歴史や様相を様々な歴史資料や模型、パネル、映像などで紹介しています。(写真提供/美浜町)

## 発行 敦賀税務連絡協議会

ホームページアドレス

<http://www.taxsuruga.jp>

敦賀納税貯蓄組合連合会	北陸税理士会敦賀支部
敦賀青色申告会	敦賀小売酒販組合
(公社)敦賀法人会	敦賀商工会議所
敦賀間税会	わかさ東商工会

資料提供

敦賀税務署  
福井県嶺南振興局  
敦賀市/美浜町/若狭町

この社会あなたの税がいきている



# ネットなら便利！ 24時間 確定申告

○平成 23 年分所得税の確定申告と納税は、

**平成24年2月16日(木)から3月15日(木)まで**

(還付申告は 2 月 15 日 (水) 以前でも提出できます。)

○個人事業者の平成 23 年分消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、

**平成24年4月2日(月)まで**

平成 21 年分の課税売上高が 1 千万円を超えると、平成 23 年分消費税課税事業者となり、平成 23 年分の課税売上高が 1 千万円以下であっても、消費税等の申告と納税が必要になります。

申告書の作成は  
国税庁ホームページの  
確定申告書等  
作成コーナー  
をご利用ください。



## 税務署から

### 公的年金等を受給されている方へ（平成 23 年税制改正のおしらせ）

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下（※ 1）で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（※ 2）が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

- この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が 20 万円以下で所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要です。住民税に関して詳しいことはお住まいの市町におたずねください。

※ 1 複数から受給されている場合は、その合計額です。

※ 2 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は、次のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与、パート収入など	給与等の収入金額－給与所得控除 なお、給与等の収入金額が 85 万円を超える場合には、所得金額は 20 万円を超えることとなります。
雑所得(公的年金等以外)	個人年金、原稿料など	総収入金額－必要経費
配当所得 ※上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	{ 総収入金額－収入を得るために直接要した金額－特別控除額(最高 50 万円) } × 1/2

# 確定申告会場のお知らせ

## ■敦賀税務署確定申告会場

場 所	会 場 設 置 期 間	相 談 受 付 時 間	主 催
敦賀税務署申告会場 敦賀市鉄輪町1丁目7番3号(敦賀駅前合同庁舎)	平成24年2月 1日(水)から 平成24年3月15日(木)まで 〔消費税については4月2日(月)まで〕	9:00～16:00	敦賀税務署

## ■「住宅借入金等特別控除」申告相談会

場 所	開 催 日	開 催 時 間	主 催
敦賀税務署申告会場	平成24年2月 3日(金)	9:00～16:00	福井銀行
	平成24年2月 7日(火)	9:00～16:00	敦賀信用金庫
	平成24年2月 8日(水)・9日(木)	9:00～16:00	北陸労働金庫

## 北陸税理士会敦賀支部

税理士は明日のあなたを支えます。(北陸税理士会 敦賀支部)

氏名	事務所所在地	電話番号	氏名	事務所所在地	電話番号
中村 藤夫	敦賀市津内町	22-1343	森 輝夫	敦賀市神楽町	25-7770
田中 信幸	敦賀市新松島	25-8585	渡辺 征二	敦賀市結城町	22-0019
竹長 徹	敦賀市中央町	24-0855	安久 彰	敦賀市開町	23-0525
西山 了信	敦賀市谷口	22-4226	橋本 勉	敦賀市木崎	23-0215
山形 晃	敦賀市三島	22-2511	松崎 利夫	敦賀市本町	22-0157
濱本 幸雄	敦賀市鞠山	22-2848	辻 達博	敦賀市中央町	21-1355
中村 淳	敦賀市津内町	22-1343	本川 芳宏	敦賀市相生町	21-3307
加藤 智二	敦賀市本町	22-0157	宗澤 一俊	敦賀市本町	23-2666
森口 春幸	敦賀市結城町	20-0116	橋本 佳和	敦賀市木崎	23-0215
古坂 貴司	若狭町飯屋	62-2218	大道 永行	敦賀市若葉町	22-5255
竹長 妙	敦賀市中央町	24-0855	中山 忠芳	敦賀市開町	23-3426
山形晃士郎	敦賀市三島	22-2511	金森 文質	敦賀市本町	22-0157
的場 正夫	敦賀市津内町	23-0946	竹内 収平	若狭町持田	64-1885
税理士法人竹長会計	敦賀市中央町	24-0855	税理士法人 TACT	敦賀市結城町	20-0116
税理士法人中村会計	敦賀市津内町	22-1343			

2月23日(木)は税理士記念日です。プラザ萬象において無料申告相談会を開設いたします。

場 所	開 催 日	開 催 時 間	主 催
プラザ萬象第4会議室(敦賀市)	平成24年2月23日(木)	9:00～16:00	北陸税理士会敦賀支部

# ～寄附金・義援金を支払った方へ～

確定申告書等作成コーナーをご利用ください！

個人の方が義援金等を支出した場合には、翌年に確定申告を行うことで、所得税が還付される場合があります。

毎年、確定申告期には多くの納税者の方が税務署に来られ、大変混雑します。

「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、税務署に出向くことなく申告書を作成することができます。

ぜひご利用ください！

- ・確定申告には寄附金の領収書や受領書が必要になります。
- ・確定申告や寄附金控除に関する情報については国税庁ホームページをご覧ください。
- ・「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、申告書が作成できます。

確定申告

検索 Click!

金額等を入力してね



作成が  
終わったら

インターネットで送信！



**e-Tax**

国税電子申告・納税システム

**e-Taxならこんないいこと**

- ①作成コーナーから電子申告
- ②添付書類の提出省略
- ③還付金がスピーディー
- ④書面と比べて郵送料が不要

※e-Taxをご利用になる場合は、電子証明書を取得しICカードリーダーを購入するなど事前の手続きが必要です。

印刷して郵送等で提出！



**書面提出**

申告書等のデータを印刷して、添付書類と一緒に郵送等で提出！

税務署

## 年齢確認にご協力を!!

酒店では、未成年者飲酒防止の取り組みとし、「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には、酒類の販売をしません」のポスターを掲げております。

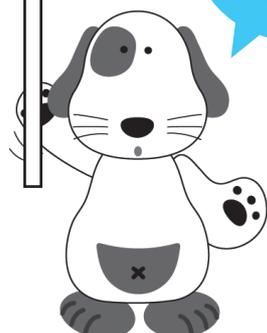
未成年者の飲酒は、身体にさまざまな悪影響があります。大人になったら、仲間と楽しく飲酒をしましょう。

### 未成年者飲酒 防止の 5つの理由

1. 「脳の機能を低下」させるおそれがあります。
2. 肝臓をはじめとする「臓器に障害」を起こしやすくなります。
3. 「性ホルモンに異常」が起きるおそれがあります。
4. 「アルコール依存症」になりやすくなります。
5. 「未成年者の飲酒を禁じる法律」があります。

## 敦賀納税貯蓄組合連合会

納税資金の備蓄  
振替納税の利用



消費税期限内納付運動実施中!

## 消費税の納税は期限内に

- 消費税は、消費者からの預かり金的性格を有する税です。事業資金とは区別し、納税のために備蓄をして、納期限までに確実に納税をしましょう。
- 個人事業者の消費税は、所得税やその他の公共料金と同じように振替納税が利用できます。納税準備預金や納税資金を積立している口座などご指定の預貯金口座から自動的に納付することができますので、とても便利です。

詳しくは、税務署又は金融機関の窓口でお尋ねください。

★納税貯蓄組合は、納税資金の備蓄と国税、地方税の期限内納付を促進することを目的とする団体です。

## 納税は安全・便利で確実な口座振替で!

ご利用に当たっては、「預金口座振替依頼書」の提出が必要です。  
(ただし、過去に提出済の方は改めて提出する必要はありません。)

平成 23 年分確定申告は

**所得税**の場合

**3月15日(木)**が納付期限ですが  
振替納税を利用すると

**4月20日(金)**

にご指定の口座から振替納付されます。

**消費税及び地方消費税**の場合

**4月 2日(月)**が納付期限ですが  
振替納税を利用すると

**4月25日(水)**

にご指定の口座から振替納付されます。

(注) 預貯金の不足等で振替できなかった場合、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかります。

## 敦賀青色申告会

個人事業者対象

### 平成 23 年分確定申告個別相談会

相談日 2月24日(金) 午前9時～午後4時  
3月5日(月) 〃  
会場 敦賀商工会館 2階会議室  
相談員 北陸税理士会敦賀支部所属税理士他  
相談料 有料

■お問い合わせ先：敦賀青色申告会事務局  
(神楽町 2-1-4 敦賀商工会議所内 TEL23-6794)

## 敦賀商工会議所

個人事業者対象

### 平成 23 年分確定申告個別相談会

相談日 2月27日(月)～3月2日(金)  
時間 午前9時～午後4時  
会場 敦賀商工会館 2階会議室  
相談員 北陸税理士会敦賀支部所属税理士他  
相談料 有料

■お問い合わせ先：敦賀商工会議所 経営支援・地域振興グループ  
(神楽町 2-1-4 TEL22-2611)

## 福井県からのお知らせ

### 自動車の名義変更・廃車手続きについて



自動車を売却、廃車した場合には、必ず運輸支局で移転登録または抹消登録をしてください。自動車税は毎年4月1日現在の登録に基づき課税されます。移転登録を怠った場合、すでに自動車を売却したにもかかわらず課税されることとなります。また、抹消登録を怠った場合には、使用していない自動車にいつまでも課税されることとなります。売却、廃車にした後には登録がされているか確認するぐらいの注意が必要です。

**登録についてのお問い合わせ先** 中部運輸局福井運輸支局 電話 050 (5540) 2057

### 身体障害者の方に対する自動車税・自動車取得税減免制度について



県では、一定の要件に該当する身体障害者、知的障害者および精神障害者の方などが日常生活を営む上で不可欠な自動車について、自動車税および自動車取得税の減免をしています。

減免制度について、詳しくは嶺南振興局税務部までお尋ねください。

**お問い合わせ先** 嶺南振興局税務部課税課 電話 0770 (56) 2223

### 東日本大震災による自動車税・自動車取得税の軽減について



東日本大震災により滅失または損壊した自動車の所有者等が、被災自動車に代わる自動車を平成23年3月11日から平成26年3月31日までに取得した場合、自動車税(平成23年～25年度分)および自動車取得税が軽減されます。軽減を受けるには一定の条件を満たし、関係書類を提出していただく必要があります。詳しくは嶺南振興局税務部にお問い合わせください。

**お問い合わせ先** 嶺南振興局税務部課税課 電話 0770 (56) 2223

## 「中小企業支援ネットワーク強化事業」

小規模事業者の経営課題の解決・経営力向上を支援！ 相談窓口・専門家派遣を随時実施しています。

## 「ネット de 記帳 導入支援」

インターネットを活用した経理システムの導入を支援します。

その他、経営に関するご相談など、  
お気軽にご利用ください。

■ お問い合わせ先：わかさ東商工会

(本所)0770-45-0222 (美浜支所)0770-32-0121 (上中支所)0770-62-0088

## 個人住民税の扶養控除が変わります

『所得控除から手当へ』の考えで見直された平成 22 年度税制改正に伴い、平成 24 年度から個人住民税の扶養控除が変更となります。

### 個人住民税の扶養控除等、障害者控除の新旧比較

区 分		控除額 (改正前)	控除額 (改正後)	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	—	33 万円	
		同居の特別障害者		
	老人控除対象配偶者 (70 歳以上)	—	38 万円	
		同居の特別障害者		
扶養控除	一般 (年少) 扶養親族	0 歳～ 15 歳	廃止 (注 *1)	
		同居の特別障害者		
	特定扶養親族	16 ～ 18 歳	33 万円 (注 *2)	
		同居の特別障害者		
		19 ～ 22 歳		
	一般 (成年) 扶養家族	23 ～ 69 歳	33 万円	
		同居の特別障害者		
	老人扶養親族 (70 歳以上)	同居以外	38 万円	45 万円
		同居	45 万円	
		同居の特別障害者	68 万円	
障害者控除	普通障害者	26 万円	26 万円	
	特別障害者	30 万円	30 万円	
	同居の特別障害者	—	53 万円 (注 *3)	

### 改正箇所

- \*1 子ども手当創設に伴い、年少扶養親族の扶養控除が廃止。ただし、年少扶養親族が障害者の場合の障害者控除は適用。
- \*2 高校授業料無償化に伴い、16歳以上19歳未満の扶養控除上乗せ分12万円が廃止。
- \*3 同居特別障害者加算の特例（配偶者控除又は扶養控除の額に23万円を加算する措置）を廃止し、特別障害者に係る障害者控除の額（30万円）に23万円を加算する措置に変更。

## (公社) 敦賀法人会



### おもな半期活動報告

- 10月 1日 敦賀法人会創立50周年記念誌「税とともに 50年のあゆみ」発刊
- 10月12日 「青年部」優良企業見学研修会
- 11/1～14 「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品展示（福井銀行本店）
- 11月 1日 「女性部」税を考える週間ファミリーコンサート（小牧信輔氏）
- 11月 7日 税制改正に関する提言活動
- 11月 9日 「税連協」私たちの生活と税下敷き贈呈式に出席（若狭三方）
- 11月14日 記念講演会「大震災復興で日本経済はデフレ不況から脱却できる」（高嶋信夫氏）
- 11月25日 会員ふれあい研修旅行（大成機工）

### 税制セミナー 親会



- 第1回／7月27日  
知っておきたい税務調査のあれこれ  
講師：北陸税理士会敦賀支部税理士 竹内 収平氏（元敦賀税務署長）
- 第2回／9月15日  
H23年度税制改正のポイントと消費税の基礎知識  
講師：北陸税理士会敦賀支部税理士 森口 春幸氏
- 第3回／10月27日  
中小企業のための事業継承 一様々な税制の観点から  
講師：北陸税理士会敦賀支部税理士 宗澤 一俊氏
- 第4回／12月13日  
調査事例に学ぶ役員給与及び役員退職金の入門講座  
講師：北陸税理士会敦賀支部支部長 中村 淳氏

## 敦賀間税会

### 女性部会研修会開催

敦賀間税会女性部会（会長 小森千恵子）では「税を考える週間」の行事の一環として去る11月8日に敦賀市にて女性部会研修会「ビーズと革ひもを使ったアクセサリ作り」を開催致しました。

開催にあたって、まず敦賀税務署 越村健一署長より「日本の税体系」について卓話をしていただきましたが、その中で「特に当地区は金沢国税局管内でもe-Taxの利用頻度が上位にあり、今後とも益々の推進をお願いしたい」とのお言葉をいただきました。

続いて講師として招いた奥井 彰ご夫妻の指導のもと「ビーズと革ひもを使ったアクセサリ作り教室」を開催しました。終始なごやかな雰囲気の中、出席者は各自思い思いのデザインで仕上げたネックレスに満足した様子でした。

今後も、このようにe-Tax普及に向けて精力的に活動してまいります。

